

|                    |            |
|--------------------|------------|
| 資料14(午前)           | 平成31年3月18日 |
| 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 |            |
| 千葉県障害福祉サービス課       |            |

# 相談系サービスについて

## モニタリング実施標準期間の適用時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示したモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下のとおり。

| 対象者                                     |  | 旧モニタリング実施標準期間      | 新モニタリング実施標準期間及び適用時期 |   |
|---|--|--------------------|---------------------|---|
|   |  |                    | 30年度～               | 31年度～                                       |
| 新規サービス利用者                               |  | 1月間<br>※利用開始から3月のみ | 1月間<br>※利用開始から3月のみ  |   |
| 在宅の障害児通所支援等                             | 集中的支援が必要な者   | 1月間                | 1月間                 |   |
|   | 【新サービス】<br>就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型<br>共同生活援助       | —                  | 3月間                 |   |
|   | 居宅介護、行動援護、同行援護、<br>重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練         | 6月間                | 6月間                 | 3月間   |
|   | 生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援 | 6月間                | 6月間                 | 6月間<br>※65歳以上で介護保険の<br>ケアマネジメントを受けていない者は3月間 |
| 【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 |  | 1年間                | 6月間                 |   |

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。



継続利用の方は、サービスの更新時期に合わせて、新モニタリング実施標準期間の適用を検討してください。  
 ※上記期間は、あくまで標準期間です。個々の事情を勘案してモニタリング期間をご提案ください。  
 ただし、標準期間以外で設定する場合、その理由が分かるようサービス等利用計画等へ記載すること。

## 新たな基本報酬の全適用について

- 平成31年4月1日以降に行われる計画相談支援及び障害児相談支援は全て見直し後の基本報酬を適用する。  
 ※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き

### (計画相談支援)

| [旧単価]         |         |
|---------------|---------|
| イ サービス利用支援費   | 1,611単位 |
| ロ 継続サービス利用支援費 | 1,310単位 |



| [見直し後]               |         |
|----------------------|---------|
| イ サービス利用支援費          |         |
| (1) サービス利用支援費 (I)    | 1,458単位 |
| (2) サービス利用支援費 (II)   | 729単位   |
| ロ 継続サービス利用支援費        |         |
| (1) 継続サービス利用支援費 (I)  | 1,207単位 |
| (2) 継続サービス利用支援費 (II) | 603単位   |

### (障害児相談支援)

| [旧単価]          |         |
|----------------|---------|
| イ 障害児支援利用援助費   | 1,611単位 |
| ロ 継続障害児支援利用援助費 | 1,310単位 |



| [見直し後]                |         |
|-----------------------|---------|
| イ 障害児支援利用援助費          |         |
| (1) 障害児支援利用援助費 (I)    | 1,620単位 |
| (2) 障害児支援利用援助費 (II)   | 811単位   |
| ロ 継続障害児支援利用援助費        |         |
| (1) 継続障害児支援利用援助費 (I)  | 1,318単位 |
| (2) 継続障害児支援利用援助費 (II) | 659単位   |

注) (I) については、利用者数が40未満の部分について算定。(II) については、40以上の部分について算定。



平成30年度実地指導で、以下の事例が散見されたため、平成30年度提供分の請求状況を改めてご確認ください。  
 ①新単価で請求すべき利用者を誤って旧単価で請求している事例  
 ②旧単価+初回加算は併給不可であるにもかかわらず、併給して請求している事例

## (参考) 新たな基本報酬の全適用について

- 新単価の算定期間は、利用しているサービスによって異なります。  
(平成30年度中に新単価を算定する方は、一部対象者に限られていることに留意が必要。)

| 新単価による算定期間 | 対象者   |
|------------|---|
| 平成30年度～    | ●施設入所者等<br>(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援)<br>●新サービス利用者<br>(就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助) |
| 平成31年度～    | <u>上記サービス利用者以外</u>  |

- 基本報酬と「初回加算」の関係  
計画相談支援の初回加算(平成30年度新設)について、旧単価(経過的サービス利用支援費)の基本報酬を算定する場合、初回加算は算定不可。

# 平成30年度報酬改定に伴う留意事項

## 1. 特定事業所加算の経過措置について

- 平成30年4月より、特定事業所加算が(Ⅰ)～(Ⅳ)の区分になりました。  
なお、(Ⅱ)及び(Ⅳ)については、平成33年(2021年)までの間の一定期間に限り設けられているものです。

## 2. 平成30年度報酬改定で新設された加算等について

- 加算取得の要件として、「記録」を必要とする加算が多く新設されました。国から示されている「標準様式」を使用することが望ましいですが、その他様式等を使用する場合は、どの加算に該当する記録なのか客観的に分かる記載方法に努めてください。
- 加算の請求にあたっては、単独請求できない加算や、併給出来ない組み合わせの加算もありますので、要件を確認して適切な請求を心掛けてください。

(例)サービス担当者会議実施加算

→ モニタリング時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合に算定できる加算。

◎「継続サービス等利用支援」との併給が必要。

◎ただし、検討の結果、計画を変更した場合は「サービス等利用支援」で請求するため、当該加算は算定できません。

# その他留意事項

## 1. モニタリング月の変更手続きについて

- モニタリング月として設定していない月に、モニタリングを実施することは認められていません。  
(平成30年11月請求分より、一次審査(国保連合会の審査)でモニタリング月と請求情報も審査されるようになりましたので、設定月以外に継続サービス利用支援を請求した場合、二次審査(市町村の審査)では原則返戻で対応しています。)
- 予定月以外にモニタリングを実施する必要がある場合、事前に各区の高齢障害支援課にご相談ください。なお、対象者不在等のやむを得ない場合は、予定月の翌月までであれば、事前連絡を不要としています。(※ただし、翌月対応となった理由等の記録を整備する必要有り。)

## 2. 介護保険利用者の計画作成について

- 介護保険制度のサービスを利用する場合については、ケアプラン作成対象者となるため、基本的にサービス等利用計画を作成する必要はありません。
- ただし、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、サービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には求める場合もあります。

# 専門性を有する計画相談支援事業所の公表状況について

- 所定の研修を修了した事業所は、専門性を有する計画相談支援事業所として、千葉県のホームページで公表されています。
- 当該研修は、平成30年度に新設された各種支援体制加算の対象となる研修でもありますので、研修の受講について積極的にご検討ください。(加算取得にあたっては市への届け出が必要)

## 【千葉県HP】

ホーム > 暮らし・福祉・健康 > 福祉・子育て > 障害者(児) > 障害のある人のための通所や在宅などでのサービス > 相談支援(障害福祉サービス)

The screenshot shows a website page with a left sidebar and a main content area. The sidebar contains a menu with items like '障害のある人への通所や在宅などでのサービス', '障害福祉サービスの利用案内', '障害のある人のグループホーム(共同生活援助)', '療育(障害のある子どもへの支援)', '就労支援(障害福祉サービス)', '相談支援(障害福祉サービス)', '何をお探しですか?', 'いろいろな探し方', '電子県庁', and 'サービス停止情報'. The main content area has sections for '継続サービス利用支援', '基本相談支援', and '※専門性を有する計画相談支援事業所'. A callout bubble points to the '※専門性を有する計画相談支援事業所' section, stating '千葉県HPで公表されています'. Below this, there are two PDF links: '精神障害のある方への計画相談支援一対応可能事業所 (PDF: 103KB)' and '医療的ケア児等への障害児相談支援(計画相談支援)一対応可能事業所 (PDF: 96KB)'. At the bottom, there is a section for '公表されている事業所の方へ' with contact information for the Chiba Prefecture Disability Welfare Service Unit.

障害のある人への通所や在宅などでのサービス

- 障害福祉サービスの利用案内
- 障害のある人のグループホーム(共同生活援助)
- 療育(障害のある子どもへの支援)
- 就労支援(障害福祉サービス)
- 相談支援(障害福祉サービス)

何をお探しですか?

いろいろな探し方

電子県庁

サービス停止情報

現在情報はありません。

継続サービス利用支援

支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

基本相談支援

障害のある人・子どもからの相談

※専門性を有する計画相談支援事業所

千葉県が実施する所定の研修を修了し、特定の障害について専門性を有する相談支援事業所を以下で公表しています。

- PDF [精神障害のある方への計画相談支援一対応可能事業所 \(PDF: 103KB\)](#)
- PDF [医療的ケア児等への障害児相談支援\(計画相談支援\)一対応可能事業所 \(PDF: 96KB\)](#)

計画相談支援を利用したい方へ

上記の事業所情報等を参考に、計画相談支援事業所(障害児相談支援事業所)をお探しく下さい。

公表されている事業所の方へ

研修を修了した方が不在になる等の理由により対応ができなくなった場合は、リストから削除しますので下記連絡先へご連絡ください。

<連絡先>

千葉県障害福祉事業課一地域生活支援班(相談支援事業所担当)

電話: 043-223-2335

千葉県HPで公表されています

# 参考資料①

## 主任相談支援専門員養成研修等事業について

平成30年度予算額 13,766千円 → 平成31年度予算案 14,803千円

### 概要

地域における相談支援等の指導的役割を果たす主任相談支援専門員を養成するための研修を実施するとともに、主な配置先となる基幹相談支援センターの設置促進・機能強化を図るための方策の検討等を行う。

### 事業内容等

#### 【事業内容】

- ・主任相談支援専門員養成研修の実施(5日間、参加者200名程度)
- ・基幹相談支援センターにおけるモニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成

※平成30年度事業では、基幹相談支援センターの設置促進を図るための取組の好事例等を収集した手引きを作成

【実施主体】 国(民間団体へ委託予定)

(参考)

| 事業                  | H30年度                       | H31年度   | H32年度            |
|---------------------|-----------------------------|---|------------------|
| 1. 主任相談支援専門員養成関係    | 制度創設<br>・主任相談支援専門員養成テキストの作成 | ・国による養成実施   | ・都道府県による養成開始     |
| 2. 基幹相談支援センター設置促進関係 | ・設置促進のための手引きの作成             | ・市町村において手引きも活用し、センターの設置を促進<br>モニタリング結果等の検証手法に関するガイドラインの作成 | ・ガイドラインを参考に取組を推進 |

関連資料3

# 参考資料②

社会保障審議会障害者部会(H30・10・24)資料

## 相談支援専門員研修制度の見直しに関する障害者部会(H30年3月2日)以降の状況及び今後の対応方針(案)について

### (指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

### (検討の方向性)

- あらかじめ障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理。
- 検討にあたっては、障害当事者の参画を前提とし、その際、身体障害、知的障害及び精神障害の各関係者の人数のバランスに配慮した構成とする。
- これまで障害者部会において議論されてきた経緯を踏まえ、検討の前提として、現時点で提示されている新カリキュラム(研修時間42.5時間(初任者研修)・24時間(現任研修))をベースとして検討をする。
- 研修の受講にあたり、障害者の負担が可能な限り少ない方法について検討を行う。

### (施行時期等)

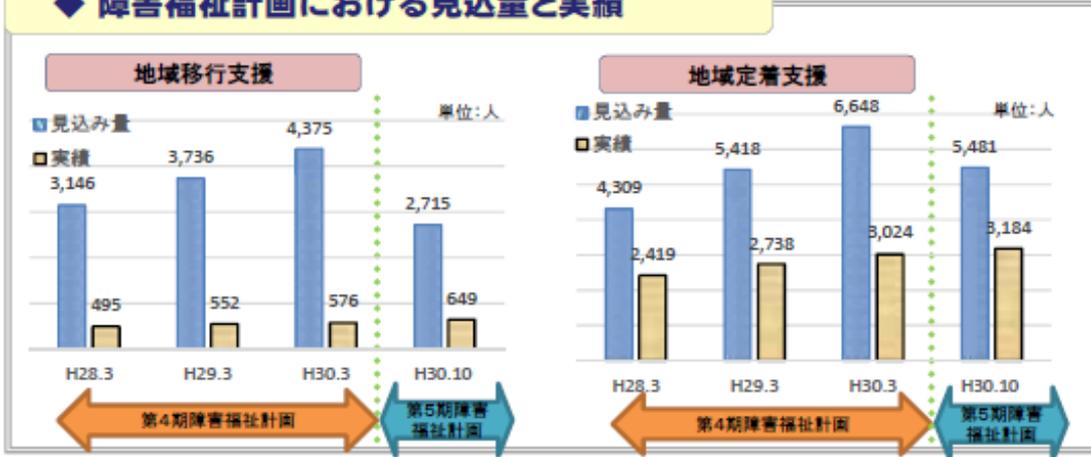
- 検討に要する期間を考慮し、都道府県が実施する相談支援専門員の初任者研修及び現任研修の実施時期については、2020年度以降とする。

新カリキュラムの実施は、平成32年度(2020年度)以降に延期

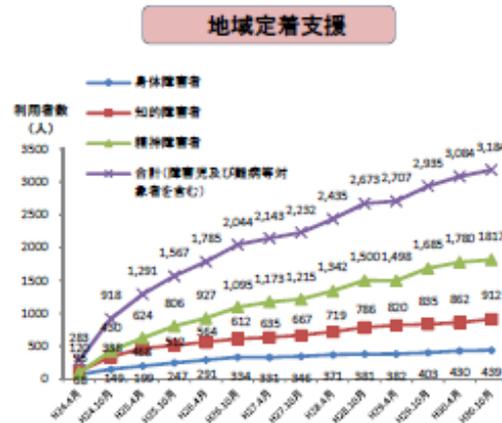
# 参考資料③

## 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

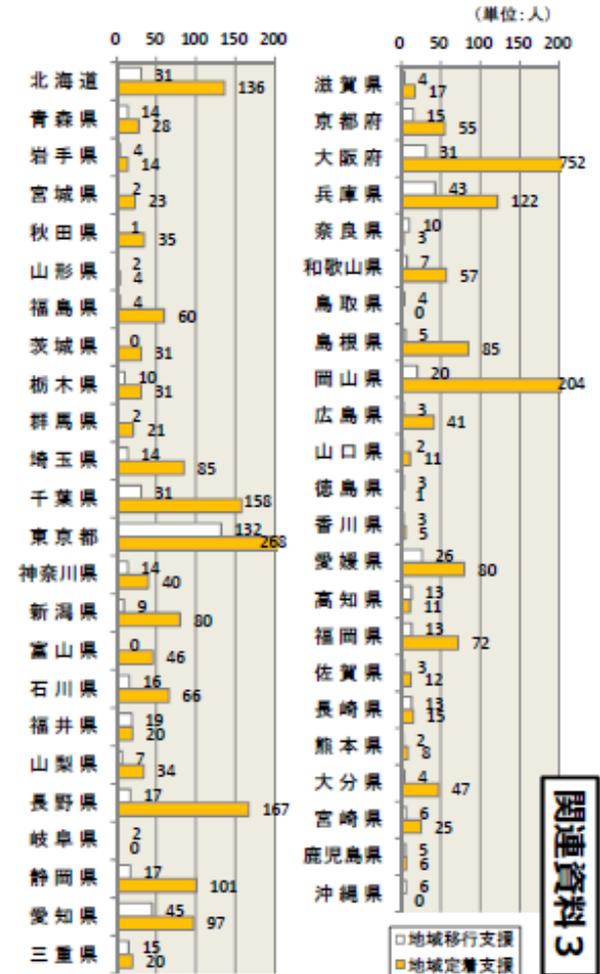
### ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



### ◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～H30.10）



### ◆ 都道府県別利用者数（H30.10）



関連資料3